
計画の基本的な考え方

1 基本理念

男女が互いに思いやり 自分らしく ともに生きるまち 加古川

男女共同参画社会とは、「男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会」です。

本市では、男女共同参画社会を確立し、「男女が互いに思いやり 自分らしく ともに生きるまち」をめざします。



2 策定方針

本計画は、めざすべき社会像及び最近の社会情勢を踏まえるとともに、市民意識調査や前計画の取組結果を受けて、今後6年間に実施する施策の基本的な方向と具体的な取り組みをまとめるもので、かつ実効性のあるものとします。

計画における施策目的を明確化し、効果的な計画の推進を図るため、重点目標を4つに分けて体系化するとともに、各分野における成果指標を設定します。

3 重点目標と施策体系

重点目標	推進項目	取組内容
1 女性の活躍	① あらゆる分野における女性の参画拡大	<ul style="list-style-type: none"> ✦ 地域活動団体における女性リーダーの育成 ✦ 審議会、管理職等における女性の登用の推進 ✦ 政治分野における女性の活躍の推進 ✦ 女性のネットワークづくりへの支援
	② 就労の場における女性の活躍	<ul style="list-style-type: none"> ✦ 女性が活躍できる環境の整備 ✦ 女性のエンパワーメントの推進 ✦ 各種ハラスメントの防止対策の推進
2 仕事・家庭・地域における男女共同参画	③ ワーク・ライフ・バランスの実現	<ul style="list-style-type: none"> ✦ 一人ひとりの働き方の見直しの推進 ✦ 仕事と生活を両立できる職場環境の整備 ✦ 多様な働き方への支援
	④ 仕事と家庭を両立できる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ✦ 男性の家庭参画の推進 ✦ 子育て環境の充実 ✦ 介護環境の充実
	⑤ 互いに支え合う地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ✦ 地域活動への参加、参画の推進 ✦ 防災活動における男女共同参画の推進
3 安心して生活できる環境	⑥ 生涯にわたる男女の健康対策	<ul style="list-style-type: none"> ✦ 命の教育、性の尊重の推進 ✦ 心身の健康づくりへの支援
	⑦ 多様な人々が安心して生活できる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ✦ あらゆる暴力に対する防止対策の推進 ✦ 配偶者・パートナーからの暴力の防止対策の推進 ✦ 高齢者、障がい者、外国人等が安心して生活できる環境の整備
4 男女共同参画の意識の浸透	⑧ 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ✦ 広報、啓発の充実 ✦ 次代を担う若年層への啓発の充実
	⑨ 男女共同参画の視点に立った教育・学習の実施	<ul style="list-style-type: none"> ✦ 子どもへの教育の充実 ✦ 生涯学習の充実

※本計画は女性活躍推進法第6条第2項の規定に基づく「市町村推進計画」であり、当該推進計画としての必要な取り組みを重点目標の「1 女性の活躍」「2 仕事・家庭・地域における男女共同参画」において盛り込みます。

施策の方針と取組内容

重点目標1 女性の活躍

<方針>

すべての女性が自らの意思によって生き方を選択し、職場や家庭、地域等女性のライフステージにおいて、その個性と能力を十分に発揮できるよう、社会全体の意識醸成を図るとともに、あらゆる場面における女性の活躍を推進します。

<現状>

本格的な人口減少社会の到来を迎える中、活力ある社会を維持していくためには、多様な視点や価値観、創意工夫をもたらす女性の活躍がこれまで以上に必要です。平成30(2018)年の「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の施行や、令和元(2019)年の「女性活躍推進法」の改正など、あらゆる場面における女性の活躍を推進する機運が高まっています。

しかし、さまざまな分野で女性の社会進出が進んでいるにもかかわらず、企業や行政など社会的組織において、政策・方針決定の立場にいる女性の数は未だ少なく、依然として低い水準にとどまっています。また、町内会・自治会やPTA等の地域社会活動においても、代表者や役員、リーダーへの女性の参画はまだ十分ではないことから、女性の意思を十分に反映できているとはいえない状況といえます。

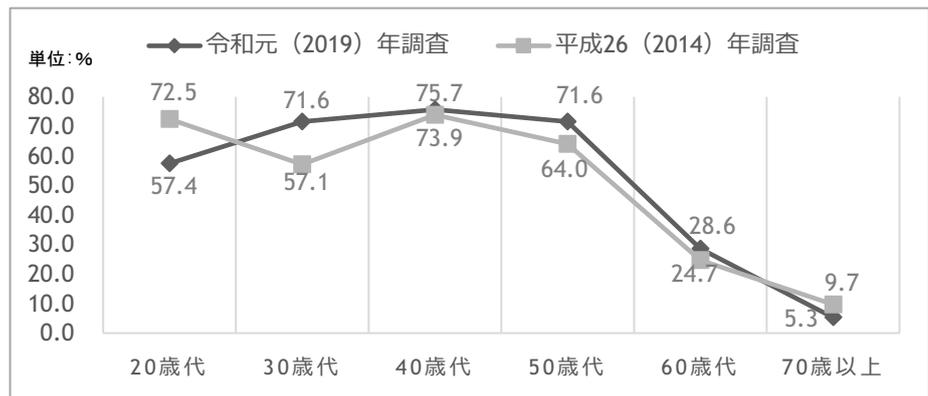
女性の就労状況については、令和元(2019)年の市民意識調査の結果では、30歳代、40歳代、50歳代で「仕事をしている」と回答した人が70%を超えました。女性全体では、「仕事をしている」人が52.7%となり、前回調査(平成26(2014)年実施)よりも8.8ポイント増加し、50%を超えました。(図3-1)

令和元(2019)年には、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等の防止対策を強化するため、「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」、「労働施策総合推進法」が改正されました。ハラスメントのない社会の実現を目指し、女性をはじめとする多様な労働者が活躍できる就業環境を整備していくことになりました。

図3-1

女性の就業者数

男女共同参画に関する
市民意識調査結果



推進項目① あらゆる分野における女性の参画拡大

<方針>

多様性に富んだ活力ある経済社会を構築し、将来にわたって持続させるため、人材の活用、多様な視点の導入、新たな発想の取り入れ等の観点から、あらゆる分野において女性の参画を進めます。

取組内容		所管課	
1	地域活動団体における女性リーダーの育成	町内会・自治会やPTA、市民団体等、地域活動において活躍できる女性リーダーを育成します。	男女共同参画センター 協働推進課
2	審議会、管理職等における女性の登用の推進	市政に関する重要な政策方針等を策定する審議会等への女性委員の登用を進めます。 女性の管理職への登用等ポジティブ・アクションやダイバーシティマネジメントの重要性を周知します。	男女共同参画センター
3	政治分野における女性の活躍の推進	議会に参画する女性人材を育成します。	男女共同参画センター
4	女性のネットワークづくりへの支援	女性団体や働く女性の自主グループ等の組織、活動、交流を支援します。	男女共同参画センター

関連計画等

女性活躍推進法

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

推進項目② 就労の場における女性の活躍

<方針>

女性が自己の意思に基づき、幅広い就労の場で活躍できるように支援します。企業が女性の活躍に向けた取り組みを円滑かつ効果的に実施できるよう、必要な環境の整備等を支援します。

取組内容		所管課	
1	女性が活躍できる環境の整備	女性活躍推進の趣旨や意義について周知します。 女性が能力を發揮できる職場環境の整備を進めます。 中小企業や起業家における女性の活躍状況の「見える化」を進めます。	男女共同参画センター 産業振興課
2	女性のエンパワーメントの推進	リーダーとしての能力の獲得や、キャリア形成、スキルアップ等、女性が自ら力をつける機会を提供します。	男女共同参画センター
3	各種ハラスメントの防止対策の推進	セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等、各種ハラスメントの防止対策について、周知と意識啓発を進めます。	男女共同参画センター 産業振興課

関連計画等

女性活躍推進法

労働施策総合推進法

重点目標2 仕事・家庭・地域における男女共同参画

<方針>

男女がともに責任を分かち合いながら、仕事、家事、育児、介護、地域活動等の場で活躍でき、ともに生活しやすい社会の実現を目指します。

<現状>

高度経済成長期を通じて形成された、男性正社員を前提とした長時間労働がいまだに改善されていません。このことは、男性の家庭生活や地域活動への参画を困難にしており、その結果、女性の家庭生活等への負担が増大し、職場等で女性が十分に活躍できない一因となっていると考えられます。近年では、男性の暮らし方や意識の変革が求められるようになり、企業や国・地方公共団体における男性の育児休業等の取得の推進のほか、男性の家事・育児等への参画に向けた意識の醸成が進められています。

人口減少社会の到来により、男女がともに仕事上の責任を果たすとともに、地域社会の一員として、家庭や地域での責任を果たす必要性が高まっています。また今後は、一層の高齢化の進行が見込まれ、年々要介護者は増加しており、介護による離職者は全国で年間約9万人に上ります。介護は誰もが直面しうる状況となっており、子育てや介護をしながら、仕事や地域を担う人がさらに増えていくと考えられます。

仕事や介護、子育て、防災・防犯活動、環境活動等の多様な活動を両立させることにより、地域社会に強いきずなが生まれ、誰もが生涯を通じてさまざまな分野で活躍することが可能となります。特に、近年は地震や集中豪雨などの自然災害も各地で頻発しており、命を守るため、男女がともに豊かな人間関係の中で互いに支えあう地域づくりが求められています。

市民意識調査によると、「地域活動への参加状況」として、「町内会・自治会等の活動」に「この1年間に参加した」人は48.3%、「防災訓練や防災に関する研修会」に参加した人は15.3%、「NPOや市民活動団体の活動」に参加した人は4.9%でした。活動に参加している人は、同じ活動に「今後も参加したい」という意向を持つ人の割合がいずれも50%を超えていることが分かりました。

平成30(2018)年、「働き方改革関連法」が成立し、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現等を推進することになりました。一人ひとりのワーク・ライフ・バランスが実現され、男性の家庭参画や、働く場での女性の活躍、老若男女を問わない地域活動への参加が推進されることで、男女共同参画の視点により社会の幅広い問題について解決が図られ、新たな発展が促されることが期待されます。

推進項目③ ワーク・ライフ・バランスの実現

<方針>

多様な生き方や働き方を選択できるよう、働き方を含めた生活全般についての意識の見直しを進めます。企業と連携して、多様で柔軟な働き方ができる職場環境の整備を進めます。

取組内容		所管課
1	一人ひとりの働き方の見直しの推進	仕事中心のライフスタイルの見直し等、ワーク・ライフ・バランスの重要性を啓発します。 男女共同参画センター 産業振興課
2	仕事と生活を両立できる職場環境の整備	関係機関と連携して意識啓発を進め、働き方の改革や制度の充実等、職場環境の整備を進めます。 男女共同参画センター 産業振興課
3	多様な働き方への支援	起業やテレワークの活用等、多様な働き方に対応する就労支援を行います。 男女共同参画センター 産業振興課

推進項目④ 仕事と家庭を両立できる環境の整備

<方針>

女性の活躍を推進し、男女が仕事も家庭もともに担うことができるよう、子育て支援や介護施策の拡充も含めた総合的な社会環境の整備を進めます。

取組内容		所管課
1	男性の家庭参画の推進	家事、子育て、介護等、家庭への男性の積極的な参画を推進するため、意識啓発や交流の場を提供します。 男女共同参画センター こども政策課 高齢者・地域福祉課
2	子育て環境の充実	「加古川市子ども・子育て支援事業計画」において推進します。 こども政策課
3	介護環境の充実	「加古川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」において推進します。 高齢者・地域福祉課 介護保険課

関連計画等

加古川市子ども・子育て支援事業計画

加古川市健やか親子 21

加古川市地域福祉計画

加古川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

推進項目⑤ 互いに支え合う地域づくり

<方針>

一人ひとりが地域社会の一員としての自覚と責任を持ち、自発的かつ自律的に活動に参加し、互いに支え合って生きることのできる自助・共助の地域づくりを進めます。

取組内容		所管課	
1	地域活動への参加、参画の推進	地域活動に多数の人の参加・参画が実現するよう、情報提供や働きかけを行います。 市民と市が協働するまちづくりを進めます。	男女共同参画センター 協働推進課
2	防災活動における男女共同参画の推進	男女共同参画の視点を持った、平時からの地域の防災対策への意識啓発を進めます。 地域における防災活動等に活躍できる女性リーダーを育成します。	男女共同参画センター 危機管理課 消防本部総務課 消防本部予防課

関連計画等

加古川市協働のまちづくり基本方針

加古川市地域防災計画

重点目標3 安心して生活できる環境

<方針>

生涯にわたる男女の健康対策やあらゆる暴力に対する防止対策、多文化共生を推進し、誰もが安心して生活できる環境を整備します。

<現状>

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提と言えます。特に、女性は妊娠・出産や女性特有の更年期疾患を経験することがあるなど、生涯を通じて男女が異なる健康上の問題に直面することに留意する必要がある、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」の視点がなくてはならないものとなりました。さらに、近年は、女性の就業等の増加、晩婚化等婚姻をめぐる変化、平均寿命の伸長等に伴い、女性の健康に関わる問題が変化してきました。

また、配偶者等からの暴力（DV）の被害者は圧倒的に女性が多く、このような女性に対する暴力は、固定的な性別役割分担意識や女性差別意識の問題が背景として潜んでいる場合があります。配偶者等からの暴力（DV）に関する相談件数、児童虐待の相談件数や高齢者虐待に関する相談・通報件数は、相談体制の整備もあいまって、なお増加の傾向にあります。しかし、女性や身内に対する暴力は個人的な問題として捉えられることが多く、潜在化しやすいという特徴があります。

一方、過労死については男性が大部分を占めています。自殺も男性が7割を占めており、40歳代、50歳代のいわゆる「働き盛り」世代の自殺が多いことが特徴となっています。

現在も、年齢、障がいの有無、国籍、性同一性障害等を含む性別の問題等を理由に困難な状況に置かれている人々がいます。それに加え、女性であるため、さらに複合的に困難な状況に置かれる場合があることに留意し、人権侵害等が生じないよう社会全体で教育、学習していくことや、男女共同参画の視点から問題に取り組むことにより、誰もが暮らしやすいと感じる「社会のユニバーサル化」や多文化共生の進展が期待されています。

推進項目⑥ 生涯にわたる男女の健康対策

<方針>

誰もが生涯を通じて健やかに過ごせるよう、男女ともに、互いの身体的性差を十分に理解し合い、人生の各段階に応じた適切な健康の保持増進に努められるよう支援します。

取組内容		所管課	
1	命の教育、性の尊重の推進	家庭、学校、地域等と連携して、性教育、健康教育、情報モラル教育の充実やメディア・リテラシーの向上を図ります。 セクシュアル・マイノリティ等、性の多様性を踏まえた人権擁護の意識啓発を進めます。	男女共同参画センター 人権文化センター 生活安全課 学校教育課 青少年育成課
2	心身の健康づくりへの支援	一人ひとりの自発的な健康づくりへの意識啓発を進めます。 健康診査の受診や主体的な健康管理を支援します。 安心して出産できる環境の整備を進めます。	男女共同参画センター 健康課 家庭支援課 育児保健課

関連計画等

加古川市教育振興基本計画

加古川市人権教育及び人権啓発に関する基本計画

加古川市自殺対策計画

ウェルネスプランかこがわ（健康増進計画、食育推進計画）

加古川市健やか親子 21

推進項目⑦ 多様な人々が安心して生活できる環境の整備

<方針>

配偶者等からの暴力（DV）、児童・高齢者虐待等、あらゆる暴力の根絶に向け、暴力の防止や被害者の保護等を推進し、誰もが安心して生活できる環境を整備します。

取組内容		所管課	
1	あらゆる暴力に対する防止対策の推進	あらゆる暴力を許さない意識啓発を進めます。 女性、子ども、高齢者、障がい者等への暴力・虐待防止対策を進めます。 地域全体での見守り等を推進し、配偶者等からの暴力（DV）や虐待を発見したときの通報制度等を周知します。	男女共同参画センター 人権文化センター 高齢者・地域福祉課 障がい者支援課 家庭支援課 育児保健課
2	配偶者・パートナーからの暴力の防止対策の推進	「加古川市配偶者等からの暴力の防止対策の推進計画」において推進します。	家庭支援課
3	高齢者、障がい者、外国人等が安心して生活できる環境の整備	高齢者、障がい者の自立や社会参画を支援します。 地域に暮らす外国人との相互理解、国際理解を深めるための交流の機会を提供します。	秘書課 人権文化センター 高齢者・地域福祉課 介護保険課 障がい者支援課

関連計画等

- 加古川市地域福祉計画
- 加古川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
- 加古川市障がい者虐待防止対策事業
- 加古川市配偶者等からの暴力の防止対策の推進計画
- 加古川市子ども・子育て支援事業計画
- 加古川市健やか親子21
- 加古川市人権教育及び人権啓発に関する基本計画
- 加古川市障害福祉計画
- 加古川市障害児福祉計画

重点目標4 男女共同参画の意識の浸透

<方針>

男女の人権が尊重され、性別による差別的な取り扱いを受けることなく、それぞれの意思や価値観に基づき、男女ともに個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、意識づくりを進めます。

<現状>

平成 11 (1999) 年に施行された「男女共同参画社会基本法」により、男女共同参画、男女平等の概念が法律により示され、その考え方は大きく前進しました。

平成 27 (2015) 年に開催された国連持続可能な開発サミットの中で、令和 20 (2030) 年までの行動計画に掲げられた「持続可能な開発目標 (SDGs)」の中に、「ジェンダー平等」が挙げられました。令和 2 (2020) 年からは、SDGs 達成のための「行動の 10 年」がスタートし、全国で取り組みが進められています。しかし、世界経済フォーラムが令和元 (2019) 年に発表した、各国における男女格差を測る「ジェンダー・ギャップ指数 2020 年版」によると、日本の総合順位は 153 か国中 121 位でした。分野別順位では、経済 115 位、政治 144 位、教育 91 位、健康 40 位となっています。

市民意識調査によると「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考えは、反対意見が 50.9%を占め、過半数を超えるようになりました。しかし、「子どもは 3 歳くらいまでは母親の手で育てる方がよい」「家庭を養うのは男性の役割だ」といったような固定的な性別役割分担意識や、男性優位の慣習・社会通念は、どの年代でも依然として根強く残っていることもわかりました。

現在、学校教育や社会教育において、自立の意識を育み、男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実が全国で進められています。学校教育段階から、男女共同参画意識の形成を図るためのライフプランニング教育やキャリア教育をさらに充実させることで、性別にとらわれず多様な選択を可能にする社会の実現が期待されています。

推進項目⑧ 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発

<方針>

男女がお互いに支え合い、個性と能力を発揮し家族や社会の一員としての責任を果たし、希望をもって生活できるよう、男女共同参画の視点に立った意識啓発を実施します。

取組内容		所管課
1	広報、啓発の充実 男女共同参画についての学習機会を提供します。 情報誌やインターネットを利用して情報を発信します。 地域や職場における学習の機会を提供します。	男女共同参画センター 人権文化センター
2	次代を担う若年層への啓発の充実 多様な選択を可能にするための、ライフプランニングを踏まえたキャリア形成に関する学習機会を、学生等の若年層へ提供します。	男女共同参画センター 教育総務課 学校教育課

推進項目⑨ 男女共同参画の視点に立った教育・学習の実施

<方針>

誰もが自立し充実した生活を送り、将来を見通しながら自己形成ができるよう、人権の尊重や男女平等を含めた男女共同参画の教育・学習を実施します。

取組内容		所管課
1	子どもへの教育の充実 乳幼児期からの子どもの発達段階に応じ、男女共同参画の視点に立った学習を進めます。 互いに尊重し認め合う共生の心を育む人権教育・学習を進めます。 主体的で多様な選択を可能にする職業観を育てる教育を進めます。	男女共同参画センター 人権文化センター 幼児保育課 教育総務課 学校教育課
2	生涯学習の充実 社会教育施設を活用した地域の拠点づくりを進め、社会的課題に対応するための人権学習などの機会を提供します。 家庭での教育力を向上し、家庭教育を通じた男女共同参画意識の向上を進めます。	男女共同参画センター 人権文化センター 社会教育・スポーツ振興課

関連計画等

加古川市健やか親子21計画

加古川市教育振興基本計画

加古川市人権教育及び人権啓発に関する基本計画

計画の推進

＜方針＞

本計画に基づき、男女共同参画社会の形成に向けた各種施策を総合的かつ効果的に推進するため、推進体制を強化し、適切に進行管理を行います。さまざまな機関等との連携を強化することにより、協働の取り組みを進めます。

(1) 庁内推進体制の充実

全庁的に男女共同参画の視点を浸透させ、男女共同参画センターを中心とした庁内関係部局の連携を強化します。成果指標を設け、「加古川市男女共同参画推進本部」において進行管理を行います。

また、計画の進行状況については広く市民に公表します。

(2) 市民・地域団体・企業等との連携

市は、市民や地域団体、企業等と連携して、男女共同参画社会の実現を目指します。課題解決に向けて情報を共有し、協働により施策を進めます。

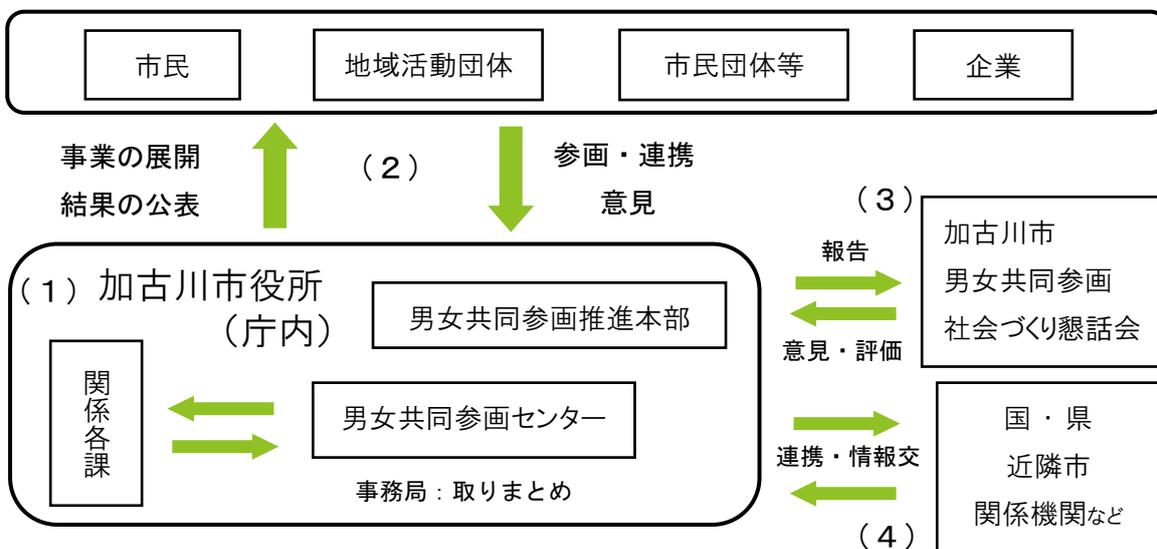
(3) 「加古川市男女共同参画社会づくり懇話会」における提言

市民や有識者等により構成する懇話会を設置し、施策推進のための提言や意見を求め、新しい施策の立案に反映させます。

(4) 国・県等関係機関との連携

国・県、関係機関、近隣自治体との連携を強化し、より充実した男女共同参画施策を進めます。

推進体制概念図



成果指標と目標値

成果指標		現状 (令和2年 4月1日)	目標値 (令和8年度)	担当課
重点目標 1 女性の活躍	市議会における女性議員の割合	19.4%		男女共同参画センター
	すべての審議会等における女性委員の割合	32.9%		男女共同参画センター
	女性の就業率	42%		男女共同参画センター
	「ひょうご女性の活躍企業表彰」受賞企業数	0社		男女共同参画センター
重点目標 2 仕事・家庭・地域における男女共同参画	ワーク・ライフ・バランスの認知度 「知っている」と回答する市民の割合	29.8%		男女共同参画センター
	「ひょうご仕事と生活の調和推進企業」認定数（累計）	7社		男女共同参画センター
	子育てと仕事が両立できる環境に満足している市民の割合	43.7%		政策企画課
	仕事と介護の両立の見込み 「問題なく続けていける・問題はあるが何とか続けていける」と回答する市民の割合	78.1%		介護保険課
	地域活動における男女の地位の平等感 「男女平等」と回答する市民の割合	33.6%		男女共同参画センター
	「ひょうご防災リーダー講座」修了者のうち女性修了者数（累計）	6人 (54.5%)		危機管理課
重点目標 3 安心して生活できる環境	「セクシュアル・マイノリティ」の言葉の認知度	50.3%		男女共同参画センター
	住民健診の充実や健康づくりの推進に関して満足している市民の割合	66.2%		政策企画課
	配偶者等からの暴力（DV）被害を受けた人のうち相談した人の割合	30.7%		家庭支援課
重点目標 4 男女共同参画の意識の浸透	社会全体における男女の地位の平等感 「男女平等」と回答する市民の割合	12.9%		男女共同参画センター
	男女共同参画の啓発に関して満足している市民の割合	57.4%		政策企画課
	男女共同参画センターのフェイスブックページのフォロワー者数	392人		男女共同参画センター